

# 目 次

**目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。**

出席議員 .....	1
第1 会議録署名議員の指名 .....	3
第2 一般質問 .....	3
安 田 知 己 議員 .....	3
1 ヤングケアラーの支援について	
2 障がい者支援について	
3 仙塩流域下水道仙塩浄化センターについて	
土 村 秀 俊 議員 .....	19
1 新型コロナウイルス感染症への取り組みについて	
2 「子どもの貧困」等への取り組みについて	
鈴 木 晴 子 議員 .....	34
1 男女共同参画社会づくりへの取り組みについて	
2 ひとり親世帯への支援の強化について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。  
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和3年9月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
企画部長	鎌田功紀君
町民生活部長	名取仁志君
保健福祉部長	鈴木久仁子君
経済産業部長	佐藤浩幸君
都市開発部長	近江信治君
上下水道部長	菅野勇君
会計管理者	鈴木則昭君
教育長	本明陽一君
教育部長	菊池信行君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事務局 長	庄 司 英 夫 君
局長補佐兼議事係長	大 枝 大 将 君
主 任	青 砥 裕 司 君

---

議 事 日 程 （第2日）

令和3年9月8日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和3年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番 坂本義也君、7番 羽川喜富君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

**9番 安田知己君の一般質問**の発言を許します。安田知己君。

〔9番 安田知己君 登壇〕

○9番（安田知己君） 改めまして、おはようございます。9番、日本共産党議員団の安田知己です。

今回は、久しぶりに3つの質問を通告していますので、通告順に質問をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

1、ヤングケアラーの支援について。

病気の家族の介護や家事に追われる「ヤングケアラー」と呼ばれる子供たちが、中学生のおよそ17人に1人、クラスに2人程度の割合でいることが国の初めての実態調査で明らかになりました。進学や生活が困難な子供もおり、国は対策の検討を始めています。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）ヤングケアラーへの対応をどのように考えているのでしょうか。

（2）ヤングケアラーを支援する仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

2、障害者支援について。

障害者医療費助成制度とは、対象者が、病院などの窓口で支払う自己負担額を助成する制度であります。健常者に比べ医療を必要とすることが多い障害者の適正な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図るものとして、1973年から県が実施しております。市町村が実施主体となり、県が助成分の2分の1を間接補助する制度であるが、障害者の置かれている状況に寄り添ったものに改善する必要があるのではないのでしょうか。また、母子・父子家庭医療費助成制度も改善の余地があると考えられます。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

- (1) 障害者が置かれている状況と償還払いについて、どのように捉えているのでしょうか。
- (2) 障害者が医療を受ける際の窓口負担をなくすべきではないのでしょうか。
- (3) 母子・父子家庭医療費助成制度も現物給付を求める意見があります。検討することはできないのでしょうか。

3、仙塩流域下水道仙塩浄化センターについて。

令和3年7月5日の宮城県議会最終日、県の水道事業等を20年間民間企業に運営権を委託する条例が可決されました。日本共産党県議員団が水道民営化問題で未公開資料の開示を求めたところ、SPC（特別目的会社）の提案書に「汚泥ストックヤードを整備し、汚泥焼却施設停止時の廃棄処分費を低減」という項目がありました。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

- (1) 仙塩浄化センターは、利府町の家庭や工場から排出される下水を処理する施設でもあります。町は実態を把握しているのでしょうか。
- (2) 汚泥ストックヤードが設置されると、周辺地域では臭気問題が懸念されます。町として、汚泥ストックヤードの築造をどのように捉えているのでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について当局答弁願います。

1、ヤングケアラーの支援については教育長、2、障害者支援について、3、仙塩流域下水道仙塩浄化センターについては町長。初めに教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 9番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

第1点目のヤングケアラーの支援についてでございますが、(1)と(2)とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

この問題は、地域や福祉との関係もあるものと捉えておりますが、議員御承知のとおり、ヤングケアラーと言われる、家事や介護など家庭内の問題が子供の負担となり、福祉や医療、介護などの支援を要する境遇にある子供については、新聞等で報じられ、社会的な関心が高まっておりますことは承知いたしております。

また、4月には文部科学省による初の実態調査結果が発表され、中学生は5.7%の生徒が世話をしている家族がいるとの回答があり、その全てがヤングケアラーというわけではないことも理解しております。

教育委員会といたしましては、以前にもお話ししておりましたが、文部科学省からの通知や新聞などの情報の把握、実態の確認について、校長会及び教頭会にて指示しているところであります。

現時点では、6月校長会でも指示しており、学校よりヤングケアラーと言われる事案の報告は出ておりません。しかしながら、文部科学省の実態調査から分かるように、今後も引き続き、ヤングケアラーはもとより児童生徒の様々な悩みに対応できるよう、学校、家庭、関係機関との連携を図り実態の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 安田知己議員の御質問にお答えします。

初めに、第2点目の障害者支援についてお答え申し上げます。

まず、（1）と（2）は関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

障害者医療費助成制度は、障害のある方の適正な医療機会の確保や経済的負担の軽減を目的として、受給者の皆様が保険診療を受けた際の自己負担分について助成するもので、医療機関等へ助成申請書を提出することにより、後日、自己負担額を町から口座振込する償還払い方式を取っております。受給される方の障害の状況によっては、窓口負担が高額となっていることや申請書の提出が必要であることなどから、負担をおかけしていることについては十分承知しているところであります。

受給される方が保険診療を受ける際、窓口負担をなくすための現物給付方式については、宮城県国民健康保険団体連合会や県内の医療機関などとの調整が必要となり、町単独ではなく県の調整の下、県全体での実施が望ましいことから、塩釜地区広域行政連絡協議会を通じ、引き続き宮城県に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、（3）の母子・父子家庭医療費助成制度の現物給付についてでございますが、この制度は、母子・父子家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的として、受給される方が保険診療を受けた際の自己負担分について、通院の場合で1,000円、入院の場合で2,000円を控除した額を助成するもので、障害者医療費助成制度と同様に償還払い方式となっております。

町といたしましても、議員御指摘のとおり、受給される方の利便性等を考慮し、現物給付方式となることが望ましいと考えております。しかしながら、現物給付方式とした場合には、障害者医療費助成制度と同様、町単独で行うことは困難であることから、引き続き、宮城県に対し県全体での調整を行っていただけるよう要望してまいりますので、御理解願います。

次に、第3点目の仙塩流域下水道仙塩浄化センターについてお答え申し上げます。

まず、（1）の実態の把握についてでございますが、汚泥ストックヤードの整備に関する内容につきましては、みやぎ型管理運営方式の運営事業者の提案概要に記載されている内容について、本町でも確認しております。現在、県では、みやぎ型管理運営方式に関する各種事業計画書を作成し、関係部署と協議、調整を行っており、10月中に実施契約を締結する予定であると伺っております。市町村に対しましては、今後、事業計画書の案が示され、詳細について意見を求められる予定となっております。

最後に、（2）の汚泥ストックヤードをどのように捉えているかについてでございますが、この整備計画についてはまだ提案の段階であり、本町としては概要のみを把握しているところでありますが、汚泥ストックヤードの整備目的が汚泥の廃棄処分費を低減するものであり、全体の運営経費削減のためには必要な施設であると考えております。

また、周辺地域への影響として懸念されている臭気対策につきましては、今後、宮城県と運営事業者において具体的な対策を検討していくものと認識しております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○9番（安田知己君） では、ヤングケアラーの支援について再質問してみます。

4月に公表された国の実態調査では、中学生は17人に1人、そして高校生では21人に1人のヤングケアラーがいるということが分かりました。ケアをする時間は1日平均4時間ほどですが、中には1日7時間以上のケアをしている生徒も1割ほど存在しておりました。そして、そのことを相談したことがある子供はあまりいないという調査結果になっております。

子供がその家族の世話をすることは古くからあることで、美德とされてきた面もありますが、

町として、このヤングケアラーの実態調査というのが必要になってきているのではないかなと私は感じるのですが、その辺についてちょっと意見をお聞かせください。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

議員のお話のとおり、ヤングケアラーの問題は、子供たちの健全育成という面からも大変ゆゆしきことだなということは認識してございます。学校現場におきましては、ヤングケアラーに限らず、いじめとか家庭内のことであるとか、そういった生活上の悩み、困ったことがないかということをお子たちに定期的にアンケート調査を行っているところでございます。また、学校のほうには、先生以外にもスクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーであるとか、そういった方を配置して子供たちの相談を受けたり、あるいは何かちょっと元気がないなといった変化を捉えたりして、問題の早期発見、解決に努めております。今後も危機感を持ってアンテナを高くして、子供たちの様子を見守ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今、子供の変化を捉えるようにと、あとはアンケートを行っているという話もあったんですけども、このヤングケアラーの子供たちというのは、その本人に自覚がなかったり、あとは家族の問題をあまり知られたくないと思ったりしているところもあると思うので、やっぱりこれは早期の実態把握というのが必要になってくると思いますので、今、こういう問題が起こってきたわけですから、早めにこういった検討というんでしょうか、実態調査を私はしてもらいたいんですけども、そういうところは検討していただきたいと思います。

では、次に、ヤングケアラーを支援する仕組みづくりについて質問いたします。

利府町の例ではないんですけども、近隣自治体のある家庭では、子育てと親の介護が同時に来てしまい、手が回らなくなって仕方なく子供が祖母の世話をしているという家庭がありました。その家庭では介護サービスも受けていますが、介護サービスでは補えない分を子供が担っていたというケースでありました。

介護保険も福祉サービスも、原則としては介護を必要とする人本人に対するサービスです。実際には、子供の分の食事とか洗濯など、まとめてやってくれるヘルパーさんもいられるようですが、制度上は家族の面倒までは見るということではできません。家族を支援の対象というよ

りはケアの担い手とみなされてしまうのがやっぱり現代の現状だと思います。

そこでですが、その介護保険を使ったサービスを利用するためには、利用計画書、ケアプランが必要となります。ケアプランを立てるときは、介護の必要な人に加えて家族の状況も把握していますが、対象となるのはやはり主たる介護者が中心で、子供の立場や視点というのは欠けがちです。ですので、家庭環境を考えて、子供がケアをするのが少しでも入っているのであれば、子供の負担を減らす視点をこのケアプランの中に組み込むことが必要になってきているのではないかなと思うのですが、それに対してはどういうような考えをお持ちでしょうか。お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

子供の負担を減らす視点でのケアプランの組み込みについてでございますが、ヤングケアラーとして子供が介護者となっている場合の介護サービス、居宅サービスなどにつきましては、ケアプランの作成時には、子供の負担にならないように十分配慮することと今現在なっておりますので、子供が介護を行っているなどの相談は今現在ありませんが、介護の事業者、そういったサービスの部分につきましては、改めて周知を行いながら、今後も関係機関と連携を図りながら介護サービスの充実に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 国も、このヤングケアラーに対する支援を今検討しているみたいですが、例えば家族の分もまとめて食事や洗濯をするなど、今までヘルパーさんが善意で行っていることを制度上も柔軟に対応できるようにすれば、子供にとっては大きな支援になると思うんですよ。そして、介護サービスを通じて、子供が家庭生活や学校生活に問題を抱えているということが分かれば、そのほかの支援につなぐことも可能だと感じます。

そこでですが、もう一つ重要なことは、このヤングケアラーを見つけて支援につなげていく仕組みづくりだと思います。新潟県の南魚沼市では、6年前に全国では初めてこのヤングケアラーの実態調査を行ったということでありました。そのことをきっかけに、解消に向けた取組を行っているそうです。内容としましては、教員を対象にヤングケアラーについての研修会を継続的に開き、遅刻や忘れ物といった子供のサインをキャッチできるようにしているということでありました。そして、学校から要請があると、教育委員会で窓口となる職員とスクールソーシャルワーカーが学校に派遣されます。家庭状況についての聞き取りを行い、必要と判断さ

れば福祉部局との連携をして支援に当たるということでありました。

ヤングケアラーの必要な支援というのは家庭によって様々であり、多岐にわたると思います。そのためには、まず、教員に研修などでヤングケアラーについて理解を深めてもらう。そして、町としてもワンストップの窓口を設けて、教育と福祉が連携して支援を行っていく。そういった仕組みづくりというのが大切になってきているのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員のお話のとおり、先生方がヤングケアラーについて正しい知識、理解を持っていると、子供たちに対する対応も随分改善されるのではないかなというふうに思います。現在、ヤングケアラーに特化したものではないんですが、県のほうの生徒指導研修会がありますとか、町でも生徒指導対策委員会などで情報交換を行って研修をしているところでございます。

また、ワンストップという点につきましては、教育委員会にそのような相談が寄せられた場合には、よく状況を確認した上で関係部署と連携してしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ヤングケアラーを支援する仕組みづくりは、国や先進的な取組を行っている自治体もぜひ参考にさせていただきたいと思います。

そこで、ここは町長にちょっと考えていただきたいことでもあるんですけども、教育の現場も福祉の現場も、やっぱり忙しさや人手不足で深刻な状態であると思うんですよ。ですから、それを踏まえて、町でこのヤングケアラーを支援する仕組みづくりをつくる際は、やっぱり国が積極的にバックアップしてくれるように、そういった要望を国とか県とかそういったところに求めていってもらいたいと思うんですが、町長、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えします。

もうおっしゃるとおりだと思います。国、県にしっかりとヤングケアラーのバックアップ体制をつくれるようにというのは要望してまいりたいと思っておりますが、私も教育現場にいた人間として、先生たちが一番把握していますから。もう各家庭環境を含め、その子供たちのことを、担任制ですのでしっかりと把握している、その先生たちの現場の声をいかにくみ上げていくかということが最大のポイントになるんじゃないかなと思っております。今、教育部長

からもお答えがあったように、しっかりとワンストップでできるようにしてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 町長のそういった意見で少しこれから進んでいくのではないかと感じました。このヤングケアラーの支援の在り方というのは、やっぱり私たちの社会に、介護とケアをどのように位置づけて、あとは持続可能な形にしていくかというのを問いかけていると思うので、やっぱり特区の取組と、町長の今言葉があるように、これから私もいろいろ勉強していきますので、しっかり取り組んでいていただきたいと感じております。

では次に、障害者医療費助成についてお聞きします。

まず初めに、障害者医療費助成制度の対象となっている人というのは、今、この町に何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。その人数をお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

障害者医療費助成制度の対象者につきましては、身体障害者手帳1、2級をお持ちの方が445人、療育手帳Aが86人、精神1級が15人、特別児童扶養手当1級が12人の計558人となっております。重複して手帳を持っている方もおりますので、対象者は令和3年の3月末で533人となっておりますのでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今、教えていただきました533人の人、この障害者の中で、全ての人とは言いませんが、何人かの方は償還払いで不便を感じているんじゃないかなと思います。この障害者医療費助成制度の手続ですが、対象となる障害者は、毎月かかった病院ごと、あとは総合病院の場合は医科と歯科は別々ですね、そして、それとプラスして調剤薬局ごとに助成申請書を1枚提出しなければなりません。また、入院と通院が重なってしまえば、それぞれ別々に助成申請書を提出し、その上で自己負担分を支払わなければなりません。このような手続は、障害を持った人やその人を支える家族にとっては大変な負担であると感じるのですが、なぜこのような仕組みになっているのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している方につきましては、町が被保険者とな

っていることから、医療費の内容などが把握できるようになっておりますので、その方につきましては、助成申請書の提出をしなくても支給が可能と今現在なっております。しかしながら、社会保険に加入している場合は、町が医療費の内容を把握することができないため、助成申請書の提出が必要となっている状況となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 国保は自動償還払いで、あとは協会けんぽとか民間の保険、あとは後期高齢者ですね、そういったところが申請しなければならないと思うんですけども。ちょっと別の聞き方をしますけれども、利府町の子ども医療費助成制度というのは18歳まで窓口負担が今かかりませんね。この障害者医療費助成制度も、子ども医療費助成制度のように、自動償還と現物支給、そういった仕組みづくりって何か検討されたんじゃないのかなと思うんですけども、その辺検討されたことがあるんでしょうか、子ども医療費のように。同じように窓口負担がかからないというようなことを検討されたことがあるんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） このことにつきましては、毎年度県のほうには要望を出しております。議員さんがお話をされるとおり、やはりかなり負担がかかっているというのは我々も承知しております。昨年度も、塩釜地区2市3町の広域行政連合協会から要望事項を行っているという形になっております。引き続き、県のほうには要望していきたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） いろいろ調べてみますと、この障害者医療費助成制度というのは、乳幼児医療費助成制度と同じように、まずは申請方式の償還払いから最初は始まったということは分かっております。ただ、途中から、県からの指導によって、乳幼児医療費助成制度のみが現物給付化に変更されたと、そういった経緯があるんですよね。だから、ちょっとこの障害者医療費助成制度だけが取り残されてしまったという歴史があるんじゃないかなと思うんですよ。

この質問は平成29年12月も行っているんですが、塩釜地区広域行政連絡協議会で、この障害者医療費助成制度の現物給付化を求める運動で県のほうに毎年行っていると思うんですけども、県の対応というのは今どんな感じになっているのか、その辺をもし分かれば教えていただけますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

昨年度も同様に要望事項を行っております。その事項に対する県の回答内容といたしましては、医療費助成における現物給付化は、利用者の利便性の向上や事務負担の軽減が見込まれる一方で、国庫負担の減額措置など、市町村においてさらなる財政負担が生じるため、多くの市町村では償還払いが適当と判断されたものということで県のほうが認識しているところでございます。

今後、市町村との十分な協議、調整を図っていくとともに、国に対して、県も引き続き国庫負担の減額措置が廃止されるよう様々な場面で要望を行っていくという回答をいただいております。本町といたしましても、広域行政連合協会を通じて、今後も継続して県へ要望してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 様々なところから、この障害者医療費助成制度の現物給付化を求める要望書を県のほうに送られているんだけど、やっぱり県のほうは今の答弁のように全く動いていないという状態だと思います。ですが、やっぱりこのままこの問題を放っておいてはいけないと感じます。

次の質問の、障害者の窓口負担をなくすべきについてお聞きしますが、ある障害者は、病院と薬局、あとは複数の訪問看護ステーションなど、多くの医療機関を利用しております。障害者医療費助成制度によって医療費は償還されますが、病院と薬局、複数の訪問看護ステーションのそれぞれに高額療養費の限度額まで毎月医療費を支払わなくてはなりません。その額というのが月10万円を超えるときもあるそうで、毎月の医療費のやりくりは大変だということでありました。いろんなところに支払う毎月の医療費を減らす方法はないかと相談してみた、動いたみたいですが、やっぱり現在の償還払い制度では難しいということでありました。現物給付にすれば窓口負担の心配がなくなって、この問題もすぐに解決できると感じます。多くのサービスを必要とする重度の障害者ほど、多額の医療費を用立てなければなりません。県が動かなくても、現状をいつまでも放置すべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

町単独で現物給付に変更することということは、なかなか今現在難しいかなと考えているところです。障害者医療費助成制度を利用している方の経済支援や利便性の向上につながること

については十分認識しているところでございますが、様々な医療機関だったりとか、調整が必要なこと、また、先ほどもお話ししましたが、町単独でした場合、国民健康保険の国庫負担が減額されるなど、町への財政の影響も考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。今後も、国の動向を見守りながら、現物給付方式の導入に向けて、県や他市町村と連携しながら検討してまいりたいし要望していきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 町単独では難しいんだということも理解しますし、国のペナルティー措置のことも考えなければならないということでありました。

ちょっと町長にも考えてもらいたいですけれども、全国の都道府県のうち、現物給付を行っているのは2019年9月には30都道府県でありました。ですが、2020年4月には39都道府県に増えて、現物給付を導入していないのは宮城県など8県のみとなりました。また、宮城県が2018年1月と2020年2月に行った市町村への意向調査では、今後の給付方式として償還払いが適当と答えた自治体が16から7に減り、現物給付が適当と答えた自治体が9から17に増えていました。障害者団体や塩釜地区広域行政連絡協議会からは、毎年この現物給付を求める要望書が県に出されていると思います。利府町も障害者医療費助成制度について現物給付化に踏み切る必要があるのではないのでしょうか。

また、この現物給付にすると、国民健康保険の国庫負担金が減額される、いわゆる国のペナルティー措置のことも町としては考えなければならないという意見は理解できます。しかし、それでもやっぱり多くの都道府県が現物給付に踏み切っております。町が負担する分を県に半分負担してもらおうとか、そういったこともしっかり協議をして、町はやっぱり現物給付に踏み切ってほしいと思います。そして、市町村長会議などと力を合わせて、このペナルティー措置の廃止を国に求めていってほしいなと思うんですが、町長の御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

保健福祉部長がお答えさせていただいたことに尽きると思っておりますが、こればかりは県とか国ですので、もう共産党さんの縦のつながりの力を十分にお使いいただいたほうがむしろ要望がかなっていくのではないかなと、今、答弁をしながら、または質問を聞きながら思った次第でございますが、しっかりと要望はしていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やっぱり健全な人と違って、毎日の生活でも苦労が多い障害者の現状を考えれば、早急に解決しなければならない問題だと思います。

では次に、母子・父子家庭医療費助成についてお聞きします。

現在、独り親家庭の半分以上が貧困状態に陥っていると言われております。そして今は、このコロナ禍ですから、独り親家庭はさらに厳しい状況に置かれているのではないかなと感じます。1人で子育てをしながら頑張っているお母さん、あるいはお父さんが、お金の心配をしない、安心して医療を受けられるように、町としてもやっぱり考えていただきたいのですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

本町では、今年の4月より18歳の年度末までの児童が受診、薬剤処方を無料で受けられるように、子ども医療費助成制度の拡充を図っているところです。本制度においての手續において、償還払いになるのは保護者分のみとなることから、大幅な負担軽減が図られているのかなというふうに思っております。引き続き、保護者部分についても軽減を図られるように、これについても県に働きかけていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。いろいろ苦労があると、今、町単独では本当に難しいというのは理解しているんですけども、やっぱりこの母子・父子家庭医療費制度についても、ほかの市町村との意向把握に努めながら、助成方式も含めた制度の在り方というのをもう一回検討していただきたいと思うんですが、その辺について、町長でも部長でもいいので、ちょっと意見をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。やっぱり、町単独では難しいから、ほかの市町村と協力してこの問題に取り組んでいくと。あと、制度の方式ですね、こういったものもやっぱり制度の在り方というのをもう一回検討してほしいなとは思うんですけども、もう一回ちょっと答弁をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員さんのおっしゃることはそのとおりと私たちも常日頃思っておりますので、引き続きそういう形になれるように努力していきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 町当局の御活躍に期待したいと思います。私たちも頑張るので、ぜひ一緒に頑張っていきたいと思います。

最後の仙塩浄化センターについてお願いします。

仙塩浄化センターの汚泥は通常焼却炉施設で焼却処分されていますが、焼却炉は1基だけですね。メンテナンスのために毎年2か月程度は焼却炉を止めていますが、その2か月の期間は脱水汚泥を町外へ運んで廃棄物として処理を行っているようです。この廃棄処理費用が年間約6,930万円と維持管理費が高額であることから、今回委託されたグループ会社は7億6,000万円で汚泥ストックヤードというものを町内に築造するとしております。

この汚泥ストックヤードを造ることによって産廃処理費用を現行より32%低減できるとしてありますが、この産廃処理費用の32%というのは年間で2,217万6,000円になるんですけども、汚泥ストックヤードの建築費用7億6,000万に対して年間2,217万6,000円の削減というのは、これは費用対効果として適正と言えるのかどうかと思うんですよ。この契約会社というのは、20年の契約ですので、20年では全然ペイできませんし、計算すると34年かからないとできないような建物を果たして造る必要があるのかと思うんですが、その辺について御意見をお聞かせください。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えいたします。

今回の汚泥ストックヤードを造るということで、約年間7,000万の産廃処理費を軽減できるということをございまして、ちょっと大変申し訳ない、仮の話ですが、汚泥のストックヤードを10年間造らなければ、年間7,000万の10年でいきますと約7億の産廃経費が必ず必要になっていくというふうな観点で、今回の提案で、やっぱり経費の削減上、こういうストックヤードを造ることにより全体の維持管理費の軽減が図れるという提案でございますので、議員が言われる二千何百万の計算式とはちょっと違う思いで、必ず7,000万はずっと造らなければかかっていくということをご理解願いたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今回、グループ会社のほうでは7,000万丸々浮くというわけではなくて、7,000万のうち32%、2,217万6,000円が浮くんだよという話なので、7,000万だったら10年で7億と考えるかもしれませんが、全然それは丸々浮くわけではないので、やっぱりそ

の辺の計算式がちょっと間違っているというか疑問に感じるところでもあるんです。

ただ、感じることは、そのグループ会社のノウハウに、経費を削減する一つの方法がこの汚泥ストックヤードの建築だという認識だと思うんですけども、なぜ、このグループ会社に委託された途端にこの汚泥ストックヤードというものを造るという事業が上がってきたかをちょっと考えていただきたいなと思うんですよ。

県が運営していたときは、汚泥ストックヤードを造って処理費用を減らそうという考えは全く出てこなかったと聞いております。この汚泥ストックヤード建築の7億6,000万は、国の補助金や、県、あと流域自治体、利府町も入りますね、そういったところが負担するので、グループ会社は1銭も出さないでこの汚泥ストックヤードを造れるんですよ。これによって年間2,217万6,000円削減できるとしてはいますが、このグループ会社のほうで、ちょっとでも負担するとか汚泥ストックヤードを造るのにお金を出すんだったら何となく少しは理解できるんですけども、多くの税金を使ってグループ会社に利益をもたらすようなことが本当に正しいのかどうか、その辺について疑問を感じてしまうんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えいたします。

実際、ストックヤードを造ったからといって約7,000万が丸々削減されるわけではなく、議員言われるとおおり、例えばストックヤードにストックしたものは焼却処分して、それを残ったものは産廃しなければならないということで経費もかかりますし、仮に造ったストックヤードもその維持管理費とかいろいろ経費。そして一番なのは処理場自体のメンテナンス的な維持管理経費を総合的に、何かかなり難しい計算式で出されているようなんですが、そこら辺を見ると、全体的に32%の削減が図れるというふうな提案でやっているということで、今回、じゃ2,200万が決してその委託された業者の利益になるというふうな算定ではございませんので、ちょっとそこら辺は御理解願いたいと思います。

また、これは実際まだ提案でございまして、実際には今後県のほうで実施計画の内容を、経営審査会とかいろいろなところで、費用対効果とかいろいろのことを全部検討した上で着手するかどうかというふうな、今後の話でちょっと仮定の話でございまして、仮にこういう提案の中でも検討しても有効性は確かにあると、削減の一つになるということで、県のほうも将来的には整備したほうがというふうな形になっておりまして、例えば、仮に造るとなれば、仙塩流

域の建設負担金協定ということがございまして、国の国庫補助が採択されれば国が3分の2、県が6分の1、あと関係市町村で残りの6分の1負担ということで、これは必要な施設に対してはそういうふうな形で整備していくということが最初から決まっている内容で、それを今回の運営会社はその施設をもって経費を削減していくと。決して利益になるという考えではございません。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） はい、分かりました。これ以上いろいろ根拠を示して質問をしていくと、多分上下水道とか工業用水とか全てに関連した話になって、通告外の質問になってちょっとやめろって言われるような話になってしまうのでここでやめますけれども、いろんな考えがあることは理解します。民間の利益につながる税金の使われ方など、やっぱり様々な問題があると感じるんです。全ての疑問を解決できるような、そういった細かい情報って町のほうには入ってきていないんじゃないかなと思いますので、やっぱりいろんな問題があると、そういう認識でこれからも対応していただきたいと思います。

では、次に、臭気問題について質問いたします。

懸念される臭気問題に対して、このグループ会社は、汚泥ストックヤードは周辺住民にも十分配慮して建屋型を採用することで臭気対策を徹底するとしております。ということは、相当の臭いが発生することは想定されているのだと思います。また、このグループ会社の部屋の中には、汚泥ストックヤードの屋内にホイールローダーが入っている絵が。屋内での作業も予定されているんですから、やっぱりホイールローダーを出し入れする場合の開放や、あと一定期間の換気というのも必要になってくるので、それはその地域の臭気対策とは矛盾することになってくるのではないかなと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えいたします。

処理場については、私も何度も行って、処理状況とか確認とかどういうふうになっているかというのは把握しておりまして、確かに生汚泥は独特の臭いがございますが、議員言われる今回脱水ケーキというのは、発酵処理とかで可燃ガスとか全部抜き取って、なおかつ生汚泥とは比較にならないほど臭気が軽減されたものである、ただし、全然臭いがしないわけではないので、そういうふうな形で対応していくということで、特に施設で、多分議員も見られたと思うんですが、ちょうどそういう可燃ガスだの脱水ケーキを作って、焼却炉に行くところには

ちゃんと臭気防止という装置がありまして、直接私もその中に入ってみますと、さほど強烈なおいも……まあ軽減されるということで、やはり、県のほうとしては、処理場という施設は近隣住民に配慮すべき処理ということで、いろんな規制とか、水質も、あと大気とかそこら辺の問題とか全部基準がございますので、やっぱり県に確認したところ、そこら辺は今後十分に精査して、周辺住民に御理解いただけるような対策を講じて進めたいという内容でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 私も見学させていただきまして、脱水ケーキという話ですけれども、ケーキって名前ですけどケーキじゃないんですよね。ちょっと開けてみるとやっぱり相当な臭いがするので、そこにフィルターをつけてもやっぱりある程度臭いっていうのは出てくるんじゃないかなと思います。そして今説明していただきましたけれども、地域住民にとっては疑問や矛盾というのはやっぱりなくならないと思うんですよ。

この仙塩浄化センターを開設した1978年6月以降から、焼却炉を停止してメンテナンスを行っている期間の汚泥というのは直接産業廃棄物処理場に運んで処理していました。県が開設以来汚泥ストックヤードとかっていうのを造らずになぜこうしてきたかという、やっぱりこれは臭気対策のためだと、そういったことは容易に推定できると思うんですよ。今回、県の水道事業がグループ会社に委託されたんですけれども、やっぱり委託された途端に、地域住民にとっては臭気問題という大きな問題が起こるような話が出てきてしまいました。町として、流域下水道自治体として、焼却炉の停止期間中は今までどおりに産業廃棄物処理場に運んで処理するように、そういった意見を言ってもいいのかなと思うんですが、それに対してはどう思いますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えします。

実際、この汚泥のストックヤードについては、やはりまだ提案で、本当にどういう装置をつけて、イメージ図ではホイールローダーが入って中をかき回したりしているんでないかというふうな形になっているんですが、仮に造る場合は、やはり地域の臭気対策なり、そこで仕事をする人たちの安全対策とか、実際ベルトコンベアーとか密閉したやつでやっていくのかというのは、今後、実施設計なりそこら辺の段階で詳細に決めていく。ただ、県としてはあくまでもそういうふうな対策は一番最初に考えながら設計を行って、地域の方に御理解いただける施設というふうな形で将来的に建設したいという考えであります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） グループ会社に運営を委託したときの問題というのはやっぱり地域住民や関連自治体が知らないところで計画されてしまって、決まってしまうというところにあると感じます。町も、様々な機会に情報収集していただいて、これからもしっかり見ていてもらいたいと思います。

まだまだちょっと時間あるんですけども、ここで終わりにしますし、また別の機会に、今度は木村範雄議員が水道に関連した質問するかもしれないので、そのときはよろしくお願ひします。以上で終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、9番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時0分とします。

午前10時46分 休憩

---

午前10時59分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔11番 土村秀俊君 登壇〕

○11番（土村秀俊君） 11番、土村秀俊でございます。今回の質問事項は2点であります。通告書に沿って読み上げます。

質問事項の1、新型コロナウイルス感染症への取組について。

（1）学校での感染症対策についてです。

①小中学校では2学期と3学期は、しっかりと学習に取り組むとともに、様々な行事や部活、受験など子供たちの学校生活として大変重要な、貴重な期間であります。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大は深刻な状況になっております。

町として、この状況を踏まえつつ安心・安全な学校生活に向けて、学校関係者や児童生徒のワクチン接種、検査実施なども含めて、どのような対策に重点を置いて感染予防に取り組んでいくのか伺います。

②今後、町内の小中学校で感染が広がった場合、学校、学級の閉鎖や分散登校、また各種行事の在り方、それらを踏まえた学習の進め方や児童生徒のコロナ感染への不安や差別など、様

々な課題が発生すると思われます。町として、そのようになった場合、学校生活に対してどのような対策を行うことを想定しているのか伺います。

（2）国保税の減免制度についてです。

令和2年度に実施をされたコロナ対策としての国保税の減免制度は延長され、令和3年度も対象となっています。この制度は、生活支援として非常に有効で効果が大きく、対象者にはしっかり活用してもらう必要があります。

町では、この減免制度の周知と申請時の審査や給付の事務処理を迅速に行うことが求められますが、今までの実施状況も踏まえ、この制度の利用促進に向けて今後どのように取り組んでいくのか伺います。

質問事項の2、「子供の貧困」などへの取組についてです。

（1）「子供の貧困」対策について。

令和2年3月に策定した「第2期利府町子ども・子育て支援事業計画」の中に「子供の貧困」対策として各種施策が明記されています。

しかし、昨年から今年にかけてのコロナ禍による深刻な経済不況の影響で、町内の子供の貧困率が大きく増加していると思われます。

町として、今後実施をする「子供の貧困対策」においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も加味して、貧困対策として即効性があり効果が大きい事業の検討が必要と思ひますが、町の考え方を伺ひます。

（2）「生理の貧困」解消について。

経済的な理由で生理用品を買うことができない「生理の貧困」が、コロナ禍の中大きな問題となっています。

町は「生理の貧困」対策として町内の学校へ生理用品の配置を行ひましたが、企業からの寄附個数の範囲内で終了としておひます。

現在、「生理の貧困」対策で全国の200以上の自治体が、学校のトイレなどに生理用品を配置しておひます。さらに政府、内閣府もこの取組を広げることをご自治体に促し始めておひます。

町としても、児童生徒の「生理の貧困」解消のために、引き続き各学校への配置を行っていく必要があると思ひますが、町の考えを伺ひます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について当局答弁願ひます。

1、新型コロナウイルス感染症への取組についての（1）、2、「子供の貧困」等への取組についての（2）は教育長、1、新型コロナウイルス感染症への取組についての（2）、2、「子供の貧困」等への取組についての（1）は町長。初めに教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 11番 土村秀俊議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、第1点目の①についてでございますが、以前にもお答えしておりますが、令和3年4月に文部科学省が決めました、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に沿いまして、3つの密を避ける、人との間隔が十分取れない場合のマスク着用、手洗いなどの手や指の衛生などの基本的な感染対策について、これまでも実施してきておりますが、変異株への対策としましても有効であるとのことから再徹底しております。

なお、夏季休業中である令和3年8月18日付で、各校長宛て、2学期開始に伴う児童生徒に対する注意事項を通知するとともに、町の新型コロナ対策本部会議を受けて8月27日に開催しました利府町小中学校新型コロナウイルス感染症対策会議においても、各学校へ感染症予防対策について指示しております。

続きまして、②の今後の対策についてでございますが、令和3年8月25日付で文部科学省が発出しております、緊急事態宣言等を踏まえた小中学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項に基づき、地域の感染状況を踏まえ、子供たちの学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り子供の健やかな学びを保証していく必要があると承知しております。このことから、小中学校の感染予防対策としましては、感染経路の7割以上が家庭内感染であることから、家庭への協力依頼と感染への配慮が必要であると考えております。

次に、児童生徒の学習の進め方としましては、児童生徒が長時間密集しないよう創意工夫しながら教育活動を進めてまいります。併せて、今後新型コロナウイルス感染症対策によって教員の増加する業務等をサポートするために、学校にスクールサポートスタッフを配置するとともに、児童生徒の学校生活の大切な思い出となります修学旅行につきましても、移動時の3密を軽減するようバスの増便対応を行い、修学旅行を実施できるよう取り組んでまいります。

最後に、児童生徒のコロナ感染への不安や差別と風評被害への対応としましては、感染症対策の当初から、感染症に係る偏見や差別が生じることのないよう、憶測やうわさによる情報の発信や拡散などの言動はしないよう児童生徒へ指導するとともに、保護者への理解と協力を求めるよう対応しておりますので、御理解願います。

次に、第2点目の（2）についてお答え申し上げます。

議員御承知のとおり、新聞等でも報道されておりますが、本町におきましても、小中学校の児童生徒を支援するため、イオンスタイル新利府店から100セットの生理用品の寄附をいただき、小中学校のトイレ及び保健室に生理用品を配置しております。各学校には夏季休業日前に配置をしておりますので、新学期が始まり児童生徒に活用されているものと思っております。現段階ではこの経過について見守ることと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の新型コロナウイルス感染症への取組についてお答え申し上げます。

（2）の国保税の減免制度についてでございますが、昨年の6月や9月、12月定例会の一般質問において答弁しておりますように、被保険者の方々に向けた減免制度のチラシを毎年当初納税通知書に同封し、制度の案内をしているほか、広報りふや町のホームページ等を活用した制度の周知に努めております。

また、審査や給付の事務処理につきましては、聞き取り調査により状況を把握するなど、申請時の提出書類を極力簡素化し、負担軽減に努め、迅速かつ適正な事務処理を行っております。令和2年度相当分の国民健康保険税につきましては、64件1,032万4,900円の減免を行っており、今年度についても実施していることから、対象者に御利用いただけるよう広報りふやホームページによる周知に努めてまいります。

次に、第2点目の子供の貧困等への取組についてお答え申し上げます。

（1）の子供の貧困対策についてでございますが、本町では、第2期利府町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供に届く経済支援や生活支援等の充実を図るため、児童手当給付事業や就学援助事業など様々な支援を行っているところです。

今年度からは、町独自の新たな子育て世帯への経済的支援策として、児童が18歳になる年度の末日までの間、医療機関の受診や薬剤の処方を無料で受けられるよう、子ども医療費助成制度を拡充しております。

また、既に、県支出金を財源とした、対象児童1人当たり一律5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金の支援を行っており、長引くコロナ禍での子育て世帯への経済支援策として即効性があり、かつ有効性の高い事業を実施しているところです。

さらに、独り親家庭の家計を支援するため、県補助金を活用し、町独自の支援策として、対

象家庭へ利府産の新米5キログラムを提供する事業を予定しているところであります。

今後とも、子供の貧困対策については、社会情勢や町民ニーズの把握に努めるとともに、国や県の補助メニューを活用しながら、町民の皆様が安心して生活できるよう、貧困の根本的原因の解消に向け様々な事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） それでは、順番どおりいきます。

コロナの感染の学校の予防対策について伺います。再質問します。

昨年の12月議会でも、私、このコロナ感染対策について一般質問をしております。どうやってコロナ感染対策を行っていくのかということでしたけれども、そのときの教育長の答弁は、今日とほぼ同じなんですけれども……教育次長だな、あのときは。答弁では、教育委員会としては文科省の感染対策のマニュアルを活用して、それに基づいて予防対策を実施しているということだったんですけれども、ただ、衛生管理マニュアルをそのまま実施するのではなくて、やはり地域の実情とか学校の教室の空き状況とかそういうものもありますし、それから、子供たちの1クラスにおける人数、40人学級もあれば25人学級ぐらいいも利府町の小中学校はあるんですけれども、かなり幅が広いんですが、そういう生徒数の問題など、実際のこの現場の状況を踏まえてコロナ対策に取り組んでいるという答弁だったんですね。ただ、基本的には、今回もこの文科省のマニュアルを使ってコロナの感染対策を行っていくということでありましたが、ちょっと今、冒頭言ったように、このマニュアルに書かれているとおりに実施するというのは非常に大切なことなんですけれども、なかなか実態にそぐわない、利府町にある学校の実態にそぐわないところもいろいろ出てきているなというふうに思います。

今言ったように、ソーシャルディスタンス、子供たちが密にならないように教室内で間隔を置くというのも、マニュアルでは一応1.5メートルかな、子供同士の間隔を空けるということなんですけれども、これを実施するとなると、大体子供の数が20人ぐらいでないとこの距離の確保というのは難しいわけで、だから40人学級ではマニュアルどおりにはいかないという部分があります。

それから、休み時間とかあるいは登下校、それから帰宅した後の子供たちが友達とどういうふうに遊ぶかという問題については、なかなかマニュアルどおりにはしっかり実施するというのは難しいというふうに思うんですけれども、そういった点ではかなり柔軟に、利府町バージョンというのかな、利府町の小中学校に沿った、あるいは利府町の子供たちに沿ったマニュアル

の実践をしていかなければいけないというふうに思うんですが、その辺について教育委員会としてはどう考えますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、文科省のほうから、逐次状況が変化するたびに学校現場はこういう対応をとということで通知が来ております。それに基づいて各学校のほうに対応を求めているということには変わりはありません。ただ、一番の要点と言いますか、コロナ対応をしながらも子供たちの平等で確かな学びを保障しなさいというところが大本にはございますので、利府町の小中学校のほうにも文科省のマニュアルに沿って通知はしているところでございますが、そこを一番大事にするということをやっているところでございます。

実際、昨年度の緊急事態宣言、一番最初に発令された後再開したときには、子供たち、1学級を分けてやるというようなことも実施しましたが、やはり教員の数等も限られておりますし、そういったこともありまして、子供の学びを保障するという面でも、3密を回避するといった基本的な対策をしっかりすることで保障するというところでやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 衛生管理マニュアルを実施していくというのが基本なんですが、今、部長が言ったように、いろんな対応する状況があって、分散クラス、クラスを分けるとしても先生の数が足りないとかということで、実際にはなかなか、3密を避けるために分散して子供たちを授業させたいんだけどできないということにもなってしまうわけですけども、そういった点では、いろいろ柔軟に取り組まなければいけないというふうに思いますし、この衛生管理マニュアル、今回でバージョン6なんです。大体去年の今頃かな、去年の5月頃に第1号ができて、約1年の間にもう6回モデルチェンジや、バージョンアップしてきているわけですが、やはりその中で、大体これ80ページぐらいあるんですけども、一応見ましたが、4も5も6も大体この質問をするに当たって読んではいらんですけども、この中を見ると、いろいろななかなか悩ましいというのかな、各学校あるいは各先生のいろいろ判断を求められているというのか、こうしなさいというふうにはなっていない部分が結構あるんですよ。指導の工夫が必要ですか、あるいは実情に応じて行ってくださいとか。それから、いろんな手引を参考にして対応してくださいとか。あと、柔軟に対応してくださいという言葉とか。あと、適切でないと思

られるときはそれなりに……それなりにとは書いていないけれども、それに応じて実施をしてくださいということで、結構、各学校あるいは各先生たちがこのマニュアルを見て自分で考えることも必要だし、非常に悩むところもあるのではないかなというふうに、これも去年12月に1回質問しているんですが、そういう点で、やっぱり教員同士がこのマニュアルを自分で読みこなすというのも大事なんだけど、自分だけでは判断ができない問題については学校の中の教員の人たちで共有すると、いろいろ話合いをして共有したものに於いて実施をしていくということが必要だなというふうに思うんですが、その点についてはどう思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、先生方個人個人で判断してやるのではなくて、やはり先生方が方法であるとか理念であるとかそういったものを共有して、学校の実情に合わせて柔軟に取り組むということが大切かというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） このマニュアル、80ページあるということでしたけれども、これはもちろん教育委員会の皆さんはしっかり理解しておられると思いますし、学校の先生たちもしっかり受け止めているというふうに思うんですけども、このマニュアルの徹底ですね、答弁にもありましたが、これを徹底して感染対策に取り組むんだということですけども、このマニュアルについて、1年間の間に5回も6回も変わってきているわけですから、これを先生たちに徹底するためにどうすればいいのかということで、私はやっぱり、町内の先生たち大体300人か400人いらっしゃるわけですけども、その先生たちにこの新しい生活様式の冊子を全て配付したらどうなんですかと。

そして、常に持って歩けとは言わないけれども、教室に置いておいていつでも見られるようにする、あるいは先生だけではなくて子供たちも、今の感染対策について学校でどう思っているのかと、自分たちがどうすればいいのかということで迷ったらこのマニュアルを、ちょっと小学生が読むのはなかなか容易ではないかもしれないけれども、中学生とかだったら読みこなせる文章になっていますので、そういう意味では各教室に1冊ずつ置いておくということが必要だというふうに思うんですけども、子供たちあるいは教員に対するこの内容の徹底については、そういう形で配付するというのを考えてみませんか。

ただ、去年聞いたときは、いや、タブレットがもう全ての先生に配付されて、そのタブレッ

トでインターネットを通じて見れば読めるんだというようなお話だったんだけど、でもいちいちタブレットで見るよりも、1冊あればすぐ見られるということになりますので、ぜひこれは配付して、多分各学校に1冊は必ずあるというふうに思うんですけども、各教室にも配付を、設置をしておくということが必要なのではないかなと思いますが、そう思われませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御指摘ありがとうございます。

マニュアルの配付、職員への周知徹底という意味では、職員会議等でも資料として使いながら先生方に共有をしていくというようなことも行っております。また、子供たちに関しましては、やはり先ほど教育長の答弁にもありましたように、手洗い、手指の消毒、あるいはマスクの着用、3密を避ける等々の基本的なところをやっぱり徹底させるということが大事かと思えますので、こう言うてはなんです、あまり細かいところを子供たちにとってというのは、逆にちょっと複雑になって行動的にも負担になってしまうのかなというふうに思う、先生方にはしっかりと徹底、共有させていきたいなというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 分かりました。子供たちへの徹底あるいは教員への徹底については、今、部長のおっしゃったお話で理解したというか、分かりました。

そして、なおかつこの感染対策予防マニュアルについては、やはり保護者にも、今どういうことに学校がこの文科省のマニュアルに沿って取り組んでいるのかと。このマニュアルに利府ではなかなか取り組めない部分についてはどうしているのかという問題も含めて、保護者にも徹底というかしっかり知っていただくということが必要だというふうに思います。

教育長の答弁で、子供の感染の一番大きいのは……学校での子供たち同士の感染というのは意外と少ないんですね。このマニュアルの中にありましたけれども、小学校、中学校でせいぜい5%とか、子供たちの感染者の5%から7%ぐらいが学校の中で子供たち同士が感染をしたということで、さっき答弁でありましたように、6割後半から8割近くが家庭の中で親から子供に感染をするということで、学校での感染対策としては、やはり家庭内での感染をさせないということが非常に大事だというふうに思うんですけども、そのためにも、中ではやっぱり家庭内の感染予防についても相当関係することが書かれておりますので、保護者に対してもこのマニュアルについては、事細かく全部知らせるとは言わないけれども、ダイジェストにするとかして。授業の取り組み方も書いてありますよね、給食とか、あと家庭科とか体育とかい

いろいろ書いてあるんですけども、そういう問題について保護者に対して知らせていくというのも必要なのではないかなというふうに思いますが、そういう点については委員会としてはどう考えますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えします。

先ほど教育長の答弁がありましたけれども、子供たちの感染、大分家庭内のほうが原因は多いということでございまして、家庭……保護者ですね、の予防対策を啓蒙するということは大変大事だというふうに思います。学校のほうでも、早速2学期が始まって最初に学校便り等々で、ある学校は1枚紙面を別にしまして、こういったことで対応しております、家庭でもこういったことで御協力をお願いしますということで啓蒙をしているところでございますので、そういったことも今後徹底してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） それでは次の、次のというか、質問通告の中では、感染予防として学校関係者、まあ、教員の方ですね、学校関係者や児童生徒のワクチンの接種、今度検査キットも各小中学校に配付するというのを少し前に菅首相が言っていましたけれども、取りあえずこの学校関係者や児童生徒のワクチン接種について、特に、まずは教員のワクチン接種の問題についてですが、近隣自治体、多賀城とか仙台市では職域接種ということで、自治体の中にある小中学校の先生たちに対しては居住地は問わずに、だから利府町の先生が多賀城に勤めている場合は多賀城で職域接種ということでワクチンを2回接種終わっているということなんですけれども、そういう点で言うと、利府町の場合も、ちょっとお話を聞いたんですが、町内の教職員については、当初優先接種をするということになっていたようなんですけれども、ワクチンの配付が全国的に一時停滞したということがあって、その時点で優先接種をやめたということなんです。この問題については教育委員会としてはどのように対応するというか、コロナのワクチン、教員に対する優先接種について、本当はやろうとしたわけなんですけれども、コロナのワクチンが少し停滞したということで取りやめになったようですが、この点については今後どうするのかというふうに思いますけれども。お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員さんのおっしゃるとおり、各学校の先生方を優先接種をしようということで準備をし

して、日程調整なども終わったところもあります。しかしながら、全国的に職域接種のワクチンが足りないということで、予定どおりにワクチンが入らないということで中断した経過があります。

今、各学校さんのほうには、ワクチンの接種を済んでいるか済んでいないかという形の調査をお願いいたしまして、どうしても地域で接種ができない方につきましては、教育委員会と連携しながら町のほうでは対応していくということで、今、教育委員会さんのほうとはお話をさせていただいているところです。

今現在、ワクチンの部分については、うちのほうの集団接種会場も妊婦の優先接種を行うなどということで、段階的に接種回数を増やしているところです。また、町内の医療機関においても、個別接種ということで接種をお願いしております。この接種につきましては、町内の医療機関、集団接種だけではなくて、町外の医療機関等でも接種ができますので、例えば、7月中の結果でも約2,000回の接種をしましたよと報告を受けていますので、大分いろんな場所で接種ができるような環境が整ってきているのかなというふうには考えているところです。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） いろいろ説明されたんですが、妊婦優先のワクチン接種が始まったというのは分かっていたけれども、教員の優先接種については、今、部長の答弁だと、もう一度要望があれば、町外に住んでいる先生たちでも利府町の学校に勤めている先生については優先的に接種をすることを再開するというふうには考えていいんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

できる限り先生方につきまして夏休み期間中に接種したいというのが我々の思いでした。しかしながら、ワクチンが入らないというところで、なかなか夏休みが明けたという現状があります。

学校の先生方も、たしか半数ぐらいはもう接種済みになっているかなというふうには認識しているんですけども、どうしても予約が取れないとか、期間がなかなかできないという方については、町のほうでの集団接種会場や個別の医療機関等でできるような体制というのは連携していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 基本的には、居住地で接種をしてほしいなというふうに思いますけれども、それでも予約ができない場合は、利府町に勤めている町外の学校の先生たちのワクチン接種は、優先というのかな、配慮して接種をしていただくというふうに考えてよろしいんですか。すみません、ちょっともう一回。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） 再度お答えいたします。

先生方が一気に一堂に同じ日に接種すると、副反応等もありますので、その辺については学校さんと調整しながら我々は配慮していきたいと考えております。やりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 分かりました。

それからもう一つ、質問通告にありましたが、答弁があったんだけど、児童生徒のワクチン接種の問題について。今回、コロナの変異株というのが出てきて、やはり子供たちというか、若い10代、あるいは20代の若い人たちに感染が非常に増えてきているということが報道されております。そういった点で、その10代の人たちにもワクチンの接種が必要な状況になってきているのかなというふうに思います。

利府町でも、8月から12歳以上のワクチン接種についての予約、接種もホームページを見ると、開業医の先生のところでは子供たちの接種も始まっているようですけれども、特に、10代といますか、12歳から15歳、いわゆる町内の中学生に対するワクチンの接種について、教育委員会としてまずどのような対応をしているのか、その辺について伺います。教育委員会としての考え方。子供たちに対するワクチン。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

コロナウイルスに関しては、ワクチン接種が大変有効だということは認識しておりますが、児童生徒の接種につきましては、持病をお持ちの方もいらっしゃいますし、または副反応をお考えの方もいらっしゃると思いますので、基本的には保護者の判断の下で行われるものというふうに認識しておるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 今、部長答弁で、基本的には保護者というか、子供たちも含めて、子供たちというか12歳以上ですから、中学生ですから、自分でいろいろ判断して考えもできるとい

うふうに思いますけれども、保護者と子供たちの判断によってワクチンを接種するかどうかは決めていただくと。教育委員会というか学校としては、それについては関わらないというふうに考えていいのかどうかということと、それから、そうはいつでも、しらかし台中学校のこのインターネットの学校便りというのがありました。それを見られましたけれども、ワクチン接種についてのお知らせというのがしら中の学校便りに載っています。2つ載っているんですね、2つの点について。1つはワクチンを打ったときの出欠の取扱いについて、欠席にはしないということ。接種についての副反応によって休んだときも欠席にはしないということが、出欠の扱いについて書かれていたんですね、1つは。それからもう一つは、ワクチン接種についての差別やいじめにつながらないようにというお願いの文章がございました。その中にもさらに書いてあるわけですが、3つ書いているんですね。1つは、ワクチン接種は強制ではありませんというふうにしら中では言っているんですね。それから、周囲の人にワクチン接種を強制しないことということ。それから3つ目には、ワクチン接種ができない人とか望まない人もるので、それぞれの保護者というか家庭の判断を尊重する、というお知らせがあったんですけども、これは非常に大事なことなので、関わらないというか、こういうお知らせはやっぱりする必要はあるというふうに思うんですが、これはほかの中学校のインターネットのお便りが見られなかったんですけども、これは3つの中学校で全てこういう形で、こういう段階でのお知らせというか学校の考え方を、保護者の人に……保護者だけじゃないね、子供も見られるんですけども、子供に知らせているという方針というふうに考えていいんですか。こういうお知らせを出すということ。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、ワクチン接種の有無にかかわらず、コロナに感染したとかしないとかそういったところも含めて、風評被害、子供たちへの差別的ないじめ等がないようにということで注意、配慮してくださいということは、例えば毎月の校長会、教頭会等で指示をしております。それは、教職員は当然共通理解しておりますし、子供たちにお話する、または、保護者のほうに、先ほどお話ししました学校便り等で連絡するという事になっているかと思えます。最終的には、保護者にどういう形で伝えるかというのは学校長の判断かなというふうに思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 分かりました。学校長の判断ということで受け止めました。

感染予防の最後ですけれども、感染対策にどう取り組んでいるかということは今までちょっと質問したわけですけれども、町内の各学校では、文科省のマニュアルに沿ってこの感染対策に毎日毎日、それも朝から晩まで、授業をこなしながらこの感染対策にいろいろ取り組んでいるというのは本当に大変なことだなというふうに思います。先生だけじゃなくて、やっぱり子供たちもすごく大変なことだというふうに思います。これは、肉体的にも大変だし、やっぱり精神的にもこのコロナの問題で、自由に子供たち同士でしゃべれない、遊べない、給食を食べるときも黙って黙々と食べるとか、非常にストレスがたまるし、あとは登下校のときも離れて、密集しないで登下校するとか。前も言ったけれども、楽しいわけですよ、登下校の時間というのは。そこも黙々とマスクをしながら暑い中歩くということとかも含めて、非常に心身ともに大変な状況になっていると思います。これは子供たちもそうだし、先生たちもそうだというふうに思います。

そういう中で、このコロナ対策に対する、今月で、9月でこのコロナ感染が終わるんだったらもう頑張ろうというふうに思いますけれども、先生も子供たちも。これがいつまで続くか分からないということで、非常に重たくなりますよね、気持ちがね。そういう意味で、終わりが見えないこのコロナ感染対策ですから、非常にストレスも感じるし、精神的にも、先生たちのほうが大きいかな、追い詰められてしまうというふうにも思うんですけども、そういう点で、教職員の不安解消あるいは子供たちのいろいろな精神的なストレスの解消などについて、しっかり対応しなければいけないと、スクールカウンセラーとかいろいろな方たちの協力もあってやると思うんですけども。やっぱり学校の担任の先生たちが一番ストレスとか、そういう状況に陥っていると思うんですが、その点の対策というのかな、解消をするについて、やっぱり特別にちょっと考えないといけない時期に来ているのではないかなというふうに思うんですけども、その辺についてはどういうふうに考えますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、このコロナ対応が長引いておりますので、教職員、それから子供たちは、見た目は元気なところもありますけれども、内面では大分苦勞しているところ、迷っているところがあるのかなというふうに私も思います。

教職員のほうの負担軽減という意味では、先ほど教育長答弁もありましたけれども、今後、

スクールサポートスタッフ等を各校に配置できる予定になっております。また、先生方が一番頭を悩ませる行事等も、例えば修学旅行のバス増便であるとか、そういったところで教育委員会としてもバックアップできるところはしていきたいなというふうに思っております。

また、子供たちの気持ちの問題ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、一律に、例えばコロナなので行事は中止とか、これはできないというのではなくて、ウィズコロナということで、子供たちの学びの機会を保障するという意味で、工夫をして何とか実施をしていくと。その中で子供たちに充実感、満足感を味わわせるような対応をとということで各学校に指示しているところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） そうなんですね。コロナの感染をゼロにするというんじゃなくて、このマニュアルにも書いてありますけれども、今、部長もおっしゃいましたが、残念なことにウィズコロナなんですよ。もうコロナと一緒に学校生活、子供たちも先生も過ごしていくと。そういう中で感染防止に努めるというような状況になっているわけなんですね。そういう中でいろいろ、特に、今おっしゃられましたけれども、子供たちのそういうストレスを発散できるような行事とか、そういう取組に対する対応というのは非常に大事なものだというふうに思います。

修学旅行のお話で、バスを増便して実施をするということについて町は今考えているということだったわけですが、おとといの河北新報の投書欄にこうあったんですね。学校行事の、町というか自治体の教育委員会の構え方についての投書があったんですね。こういう文章です。「学校行事は、子供の声を尊重して」というタイトルですが、これは名取市の瀬成田さんという方の投書なんですけれども、これは確か宮教組の委員長の、中学校の先生の投書だったんですね。こう書かれておりました。特に修学旅行の判断についてということで、今、対策をいろいろ練っている学校が多いけれども、薄れがちな子供同士の心身の交流を回復させるために学校行事は欠かせません。その対応について、判断をするときに最も大事にしなければならないのは子供の声だということで、大人の都合だけで決めないこと、昨日の子ども権利条約の問題でいろいろ議論がありましたけれども、子ども権利条約にも意見表明権というのがあるわけですが、それを尊重して、子供の意見を聞いた上で大人が下した判断であれば子供も納得するし、子供たちの人生の学びにもなるという投書だったんですね。全く私もそのとおりだというふうに思います。そういう点で、教育委員会、学校としても、学校行

事、修学旅行だけではなくて、これから合唱コンクールとか、あとゆずりはとか学芸会とか、あと来年は卒業式があるわけですけれども、そういう学校行事を判断をする際に、昨日も議論ありましたが、ぜひ子供たちの意見を聞いて、そして学校が下した判断を子供たちにも納得してもらおうということが非常に必要だというふうに思いますけれども、町としての考え方を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、子供たちもやはり自分たちの意見が反映された行事、これのほう充実して楽しいのかなというふうに私も考えるところでございます。修学旅行につきましては、各学校、子供たちの組織、例えば修学旅行実行委員会、合唱であれば合唱コンクール実行委員会、子供たちの組織でどんなふうにするかという、そういった方向性を決める、話し合う委員会等も設けて実施しているところがほとんどかなというふうに思います。そういったところを、すくい上げられるところはすくい上げて、できるだけ子供たちに満足感、充実感を味わわせるような学校行事をこれから展開できればなというふうに考えるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） あと2分しかないんで、最後に行きます。最後の、生理の貧困の問題です。

答弁では、現時点では各学校に在庫があるので、今後の経過を見守るということでありました。ただ今後の経過を見守るというよりも、これは夏休み前に置いたのね。だから、これから多分少しずつ使ってもらえるのかなというふうに思いますけれども、いずれ在庫がなくなるのは間違いないわけですから、今後の考え方について、経過を見守るのはいいです、経過を見守って、在庫は必ずなくなるわけですから、その時点でどうするのかということについて町はどういうふうに考えているのか伺います。

というのも、この生理の貧困対策については、通告書では200以上の自治体に取り組んでいると書きましたが、これは5月の内閣府の調査だったんですね。7月にも内閣府が調査したわけですけれども、その時点では581の自治体がこの生理の貧困に対する対応をしておりました。倍になったわけですね。全国は約1,700の市町村があるわけですから、その3分の1の自治体がこの生理の貧困解消に向けた対策に取り組んでいるわけです。この581に利府町がもしかしたら入っているかもしれないけれども、それを踏まえて、今後、見守っていくのはいいんですが、

いずれなくなるのは間違いないわけで、なくなったときにどういう形で町として取り組んでいくかについて伺います。最後。以上。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、この生理の貧困に関しては、全国的に問題になって、その対応が求められているということは承知しております。利府町内の小中学校にも、イオン様の御協力を得て夏休み前に設置をいたしました。御指摘のとおり、当然これから使用が始まって、子供たちが利用してどんどん減っていく、なくなっていくということがあるかと思いますが、実はこれが支給される前までは、各学校、主に保健室のほうに備品としてストックしてあるものがございます。その数で足りるかどうかなということを今後見てまいりたいなというところで、御理解いただければなというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、11番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩といたします。

再開は13時0分とします。

午前11時49分 休憩

---

午後0時57分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔3番 鈴木晴子君 登壇〕

○3番（鈴木晴子君） 皆様、お疲れ様でございます。

3番、公明党の鈴木晴子でございます。

本定例会には、2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、男女共同参画社会づくりへの取組について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加、女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。そのような中、国は、令和2年12月に新しい令和の時代を切り開き、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、「第5次男女共同参画基本計画」を策定いたしまし

た。計画では、令和元年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」で日本は153か国中121位となっており、この数字に危機感を持って、男女共同参画に強く取り組む必要があるとしております。また、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、これまで以上に男女共同参画への取組が求められております。

町は「第3次利府町男女共同参画基本計画」を策定し男女共同参画を推進しているところではございますが、コロナ禍の影響や、国の計画に基づいた今後の取組について町の考えをお伺いいたします。

（1）「第3次利府町男女共同参画基本計画」への取組状況をお伺いいたします。

（2）「利府町総合計画」の実施計画では、「『第4次利府町男女共同参画基本計画』の策定に向けアンケート調査を実施する」としてしております。現在の取組状況をお伺いいたします。

（3）第4次利府町男女共同参画基本計画の方向性についてお伺いいたします。

（4）県との連携体制についてお伺いいたします。

（5）国は「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を令和2年5月に作成いたしました。町として、このガイドラインをどのように活用していくのかお伺いいたします。

2点目、独り親世帯への支援の強化について。

独り親家庭は、仕事と子育ての両立の難しさ、男女の賃金格差などの雇用分野で様々な影響を受け厳しい状況に立たされております。さらにコロナ禍による影響も生活に大きく響いております。そのような中、国は低所得の独り親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等の支出増加の影響を勘案し、特別給付金を支給することといたしました。

しかし、支援策はまだ十分と言える状況ではありません。国は、就業支援と、就業のために不可欠な子育て、生活支援の双方について一層の充実が必要であるとしており、また、児童福祉や教育の分野における支援も必要で、独り親家庭の抱える課題が多岐の分野にわたっていることから、連携した支援が必要であるとしております。町としても、国や県と連携し、さらなる支援策に取り組む必要があると考えます。そこで、独り親世帯の支援策について町の考えをお伺いいたします。

（1）自治体の独り親支援策に、国は「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、「ひとり親家庭等生活向上事業」、「子どもの生活・学習支援事業」、「支援対象児童等見守り強化事業」等、様々な補助メニューを用意しております。これらのメニューを活用し、独り親支援の強化

に取り組んではどうでしょうか。

（2）独り親の支援には相談体制充実が重要であります。ワンストップでの体制整備を検討してはどうでしょうか。また、国は相談支援体制の強化として、適切な支援へつなぐことができるよう、タブレット等を活用した相談対応ツール等の作成へ補助を行っております。町も取り組んでみてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、男女共同参画社会づくりへの取組について、2、独り親世帯への支援について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 3番 鈴木晴子議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目の男女共同参画社会づくりへの取組についてお答え申し上げます。

まず、（1）の第3次利府町男女共同参画基本計画への取組状況についてでございますが、町では、平成30年3月に「男女が織りなす、笑顔あふれる住みよい十符のまち」をメインテーマに、第3次利府町男女共同参画基本計画を策定し、特に女性の活躍の推進を重点項目の1つに掲げ、各種審議会への女性の積極的な登用を図るとともに、家事や育児はもちろんのこと、介護分野への男性の参画や理解を求めるなど、町民の皆様への啓発に積極的に取り組んできたところです。

これまでも、男性の育児参加を推進するため、プレパパ・プレママひろば事業の開催日を土曜日とするなど、育児に参加しやすい環境の整備に努めてまいりました。また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により各種事業の展開が思うようにできませんでした。その中でも、事業によっては対面からオンラインに切り替えて進めてまいりました。

さらに、今年度においては、町内の20代から50代までの女性を対象に、未来の女性リーダーを育成するプログラムとして、地域女性リーダー育成講座を今月の25日から実施する予定としており、引き続き地域社会全体における男女共同参画の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、（2）の第4次利府町男女共同参画基本計画策定に向けたアンケート調査についてでございますが、令和5年度から5年間を計画年次とする第4次基本計画の策定に向け、町民と事業主の皆様を対象としたアンケート調査を今年の10月から11月にかけて実施する予定としております。今年6月開催の利府町男女共同参画推進町民会議では、委員の皆様からアンケート

実施に向けての調査項目や調査方法について御意見をいただいたところであり、現在その内容を踏まえながら準備を進めているところでございます。このアンケート調査の集計結果を分析し、町民の皆様の御意見として第4次基本計画にその内容を反映してまいりたいと考えております。

次に、（3）の第4次利府町男女共同参画基本計画の方向性についてでございますが、本計画は国の男女共同参画社会基本法に基づいて策定することから、国や県の計画を勘案した計画であるとともに、利府町総合計画など、関連する個別計画との整合性や連携を図りながら、男女共同参画社会の形成が一層図られるよう、実効性のあるアクションプランとして策定してまいりたいと考えております。

次に、（4）の県との連携体制についてでございますが、今後、人口減少問題や少子高齢化が加速する中で、魅力あるまちづくり、住みやすいまちづくりを推進していくためには、男女共同参画に立った視点、特に女性の視点を町政運営に取り入れることが重要になっており、これまで以上に、国や県との連携強化が求められています。本町では、これまで県との連携事業として、男女共同参画・防災実践講座やいきいきキャリアアップ事業を本町を会場に実施しており、男女の意識改革や女性活躍などの時代のニーズに沿った事業を進めてまいりました。今後一層の男女共同参画推進に当たり、今年4月から県の共同参画社会推進課に職員1名を派遣し、男女共同参画推進における知識や知見の習得や、県との情報共有を図っています。

また、私ですが、昨年3月から県内市町村の首長として宮城県の男女共同参画審議会委員に就任しており、第4次宮城県男女共同参画基本計画の策定に関わるなど、行政の立場から意見を述べさせていただいており、このことから、県との円滑な連携が可能となっていると考えております。

次に、（5）の国のガイドラインの活用についてでございますが、本町におきましても、防災に係る各種計画、マニュアルの作成時において、国のガイドラインを活用し、女性委員の参画を促すとともに、女性のニーズを的確に把握できるよう努めているところでございます。特に、防災備蓄品の整備や避難所の運営におきましては、子供や高齢者、LGBTの方などへの配慮が必要になっており、女性の視点が大変重要と考えておりますので、引き続き地域防災リーダーの育成や、女性の視点から防災・減災の取組を進め、地域の災害対応力の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目の独り親世帯への支援の強化についてお答え申し上げます。

まず、（１）の国の補助を活用したひとり親支援の強化についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けているひとり親世帯への支援について、国や県では、各種補助メニューを拡充していることは承知しているところです。町といたしましても、ひとり親世帯への支援の必要性を踏まえ、国の特別給付金事業のほか、昨年度においては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町独自の事業として、母子・父子家庭を対象に食品を詰め合わせた「リーフちゃんきずなBOX」を配付したところでございます。

また、先ほどの一般質問において土村秀俊議員に答弁しておりますよう、今年度については、町独自に子育て世帯の全てを対象とした経済支援として、新たに子ども医療費助成制度を拡充し病院受診時等の本人負担額を全額無料としたほか、ひとり親世帯を対象として利府産米の提供を行う予定としているところであります。今後も、国の補助メニューを参考としながら、ひとり親世帯がどのような支援を必要としているかを見極めながら、町で支援すべきことについて検討してまいりたいと考えております。

最後に、（２）のワンストップでの相談体制整備についてでございますが、４月の行政組織改編において、子育てに関する相談や健康に関する相談については、より専門性を持った支援ができるよう、保健福祉センター内に子ども家庭センターを設置し、ワンストップでの相談ができるような支援体制の強化を図ったところであります。特に、ひとり親世帯の相談内容については、それぞれの家庭で抱えている問題が異なり、必要な支援についても、住居や仕事、子育て、教育など、様々なものとなっておりますので、今後も、役場内はもとより、関係機関と連携を図りながら適切な支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、議員御提案のタブレット等を活用した相談ツールの作成でございますが、現在、本町での相談については、来所相談のほか電話やホームページからの電子メールを活用した相談も可能となっていることから、タブレット等の導入は考えておりませんので御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○３番（鈴木晴子君） それでは、１点目から再質問させていただきます。

第３次計画の取組状況でございますけれども、利府町におきましては、県内どの市町村よりも取組がなされていることを本当に素晴らしいなと私も思っております、評価しているところであります。

県の中では本当に進んでいるところではありますが、通告にも載せていただきましたとおり、

G G I、ジェンダー・ギャップ指数を国際的な部分で見ていきますと、日本というものは大分格差がある社会、この数字だけ見るとあまりよく分からないかと思いますが、人間開発指数、HDIというものがありますけれども、経済的な豊かさだけではなく、健康、教育、所得といった側面から国の発展レベルをはかることができる人間開発指数というものがあります。こちらのランクは日本は19位ということになっております。先進7か国の中でも、先ほど言いましたこのジェンダー・ギャップ指数のほうはもう本当に一番下になっておりまして、男女格差がひどい国ということが国際的には分かると思います。国でもやっぱり危機感を持って取り組んでいかなければいけないと言っておりますし、また、コロナ禍でできなかったことがあるということで先ほど町長から答弁いただきましたが、コロナ禍においても、女性活躍の取組を進めることを止めてはいけないと総理大臣も言うておりました。この部分もしっかりと踏まえまして、県の中では進んでおりますが、日本としてはまだまだこれからというところということをしかり念頭に置きながら進めていっていただきたいと思ひます。

そういう中で、利府町の計画の推進体制といたしまして、男女共同参画の推進本部を設置しているかと思ひます。こちら、1年に1度庁舎内で会議を行うことになっているかと思ひますが、この会議の内容をお伺ひいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えします。

利府町の男女共同参画の本部会議の内容ということでございますが、現在開催されているのは1年に1回という形になっています。内容的には、各部署で取り組んでいる男女共同の事業の推進状況の確認と次年度への計画の提言という部分の内容の確認の会議を行っているという形でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） こちら、1年に1度ということで、内容はどのようなことをしているのか、また、計画の確認ということになっているようなんですけれども、やっていない自治体もある中でやっていること自体がすごいという考えもあるんでしょうが、やはり先ほどの数字からいくと、途中、年に2回という形とか、もうちょっとあってもいいと思うんですけれども、回数を増やして、皆さんでこの男女共同参画について意識を高めていくにはやはり回数を増やすことは大事なのではないかと私は考えるんですけれども、すぐにはできないとしても、第4次計画の中で計画するなり検討していただきたいと思ひますが、町の考えをお伺ひいた

します。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えします。

男女共同参画の本部会議の開催の回数ということですが、今、現状で各年度ごとの各課の進捗状況、事業が各課にまたがっていますので、開催時期、そういったものがばらばらですので、年に1回という形で今やらせていただいています。

議員御提案のように、年2回とかという話もございますが、それに関しては、今後庁舎内でちょっと検討はさせていただきますが、事業の展開がどうしても年間を通してのいろんな事業ですので、取りまとめという部分で時間がかかりますので、現状では1回という形でやらせていただいております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 進捗状況の確認であったりだとか、皆さんの意識を高めていくためには、やはり回数を増やすことが必要だと思いますので、検討していただきたいと思います。

この計画なんですけど、各課それぞれ掲げている部分がありますけれども、大体におきまして啓発であったりだとか、情報提供であったり、意識の高揚という形で、なかなか目に見えてこないというふうな部分があると思うんですね。そういう部分では、本当に難しい部分はあるかなと思うんですけども、やはり町民の皆様はこの男女共同参画の意識を高めていくには多くの機会が必要かなと思う中で、町は広報紙で年に2回この男女共同参画、女性活躍推進について発信しているわけなんですけれども、見させていただくと文章での周知がメインとなっております。そういう面では、文章だけではなく、児童虐待防止の部分では1ページを使ってすごく色覚的にも訴えるような内容で、ぱっと見てすぐに分かるような形になっていたんですけども、そのような形の表記にしたりとか、やはり回数を増やして発信していくことが必要なのではないかと考えますが、あと、具体的な各課の取組をこのような形でやっていますとか、ただ週間ですというふうな発信ではなく、具体的な取組を発信していくような内容での啓発をしていただきたいと思います。町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

ただいま、広報紙のほうも文章で見づらいという部分があったので、そういった部分も含めて検討はさせていただきたいと思っています。そのほかに、今年度、男女共同のキャン

ペーン期間中にイオン新棟南のほうでデジタルで広報活動をさせていただいておりますので、そういったことで、いろんな部分取り組んではおりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） しっかりとイオンとも連携して啓発活動に取り組んでいることは本当に素晴らしいなと思いました。この第3次計画の取組、答弁のほうでも家事や育児、介護分野への男性参画や理解を求めるなど、ということで、プレパパ・プレママひろばをやっていることとかは私もよく知っているところではありますけれども、もっと、さらに取組をしている、県ですけれども、ありまして、鳥取県とか島根県は、連携しまして、男性の家事参加のきっかけとして、また、子供の頃から家事分担意識を育てるというふうなために、児童生徒とお父さんが一緒に御飯を作ってチャレンジして、その内容をSNSに投稿するというような取組をしていたりします。

また、内閣府のほうでも「おとう飯」、飯って書いてはなんなんですけれども、おとう飯キャンペーンというものをしまして、お父さんが家事に参画することを推進するキャンペーンをしております。これは自治体がやってもいいということで、自治体でやる場合は町長さんがサポーターという形でエプロンをしてお料理を作るような企画のようなんですけれども、男性の方にぜひ頑張ってもらって育児参加を進める、利府町でもそのように進めていくという意識啓発になっていくのではないかなと思うので、このようなキャンペーン等も通しながら、男性の家事参加の意識啓発に取り組んでいていただきたいなと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

先ほど、国のほうでキャンペーンしている「おとう飯」という事業については、令和元年度に県のほうからうちのほうにも紹介がございました。年の途中での紹介だったので元年度はできない状態だったので、令和2年度に行うという考えの下で生涯学習課さんのほうと調整はしたのですが、大変申し訳ございません、コロナ禍の関係でそういった教室ができなくなりました、昨年度は行えなかったというふうな状況でございます。今後、再度生涯学習課さん、それから今はそういった教室関係がリフノス主体に移っていますので、そういった部分も含めて協議しながら検討していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ、男性の方はちょっと耳の痛いお話なのかもしれませんが、私自身も手伝ってもらうとものすごく助かりますので、このような形で啓発をお願いしたいなと。やはり、時代が変わってきているということを広い世代に認識してもらえるような楽しいイベントが大事かなと思って、楽しい取組が大事かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目のアンケートのほうに行きたいと思います。

このアンケートの内容なんですけれども、大体ほかの自治体とも同じような内容になっていくのかなと思うんですが、ほかの自治体でも同じようにアンケートの内容を協議している中で大事な視点がありましたので、その部分、町の部分はどうなっているかちょっと確認したいんですけれども、このアンケートを取る中で、この男女共同参画を理解していただく機会というふうな形にもなりますし、また、男女共同参画の中で大事な、暴力の根絶というんですか、DVの部分も理解していただく大事な機会であると思っております。人権、大きく項目があるかと思いますが、身体的暴力であったりだとか、精神的暴力がありましたかというような項目がきっとあると思うんですけれども、そのようなときに、やはりこの身体的暴力というのは何となく分かると思うんですけれども、精神的暴力というものはなかなか理解するのができない方もいらっしゃるのではないかなと思うんですね。生活費を渡さないというのもDVですし、交友関係とか実家との付き合いを遮断してしまうというのも精神的暴力に入ったり、そういうふうなことが分かるような、脇とかにでも、こういうことが心当たりありませんかのような形で記述していくことも必要なのではないかと思いますので、その辺どうなっているかお伺ひいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

そのアンケート部分につきましては、先ほど町長答弁したとおり、今年の10月から11月頃に町民約1,000名、それから企業も含めてという形で調査を行う予定で今進めております。今年度、町民の代表の方々に参加していただいた男女共同参画町民会議の中で、いろいろなアンケートに対する意見が出てきております。それを今集計している状況でございますので、そういったものも含めて今調整しておりますので、今年度中にそういったものも含めて検討はしていきたいと思ひます。第4次の計画が令和5年度からということなので、今年度中にアンケートの集計をさせていただいて、4年度中に作成に入るという形を取っていきたく思ひます。

ただ、アンケートの中で、前回3次計画のときとの比較という部分もありますので、できるだけ回答率を上げる、できるだけアンケートをスリム化するという部分を取らないと、出したものの回答率がほとんどないというのでは意味がないので、そういった部分も含めて今内部で検討しておりますので、御理解いただきたく思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 男女共同参画を分かっていたかどうかという部分で、本当に大事なアンケートになると思います。スリム化しなければいけないという部分もありますし、添付の資料と一緒に送付するという考え方もあると思いますので、しっかりとDVのほうも周知とか分かるような形でアンケートしていただきたいと思います。

また、町民の成人の皆様だけにアンケートを取るかと思うんですが、先進自治体では中学生にアンケートを取っているんですね。やはり、これからの未来を担う子供たちに男女共同参画というものを分かっていたかのための、そのきっかけになるものだと思いますので、このような部分にも何らかの形で中学生にアンケートを取っていただきたいなというふうに思いますけれども、教育委員会の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

この男女共同参画につきましては、議員御指摘の中学校のほうで、社会科の公民であるとか、道徳科であるとか、そういったところで授業として子供たちに対応しているところでございますが、そういったアンケートにつきましては、近隣の市町村等の取組も参考にいたしまして、今後ちょっと前向きに考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） やはり、中学生の方がこの男女共同参画について理解していく、そして高校生、大学生となって社会人になるわけで、社会人になったときに一番、社会がこんなに格差があるのかということに気づくのかなというふうに思うんですけれども、一度中学生の段階で町の考えを分かっていると、社会に出たときとかにとっても役に立つのではないかとというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、3番目の（3）の第4次計画の方向性についてお伺いいたします。

やはり、この県の計画と国の計画を見ながら進めていくものというふうには思っているところではあります。国の計画のほうでは、政策・方針決定の場に女性の参画の拡大、雇用にお

ける男女共同参画の推進と仕事と生活の調和、また、地域における男女共同参画、また、女性に対するあらゆる暴力の根絶、また、貧困支援と多様性を尊重する環境の整備、生涯を通じた健康支援、また防災・復興、環境問題における男女共同参画、また教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進という形が自治体に関連する項目であります。やはり、コロナの影響で視点が大幅変わってきているのではないかなというふうに私もこれを見ても思うんですけども、ほかの自治体より進んでいる利府町として、この部分を一番力を入れて、この部分をメインに特に力を入れてやっていきたいというものが、今、県のほうで審議会委員を町長がされているという部分ではいろいろ思いがとおりだと思っておりますので、町長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えします。

女性活躍と言われて随分久しいんですけども、なかなか女性活躍をしていただく機会が少ないというのが日本の課題なのかなと思っておりますので、私も町長に就任させていただいてから積極的に女性を登用させていただいておりますが、本当に男女関係なくというのが私の理想なんですけれども、できれば本当に日本全国女性の皆さんの潜在的な力をもっともっと活躍に、または各地域等々に使っていただきたい、力を貸していただきたいというところもございます。ただ、登用する場合に、まだまだ残念ながら人材が育っていないというのはこれは本音のところなんです。なので、まずは積極的に女性がそういった地位に登用するよと、そういう地位に行きたいと思わせるような社会的雰囲気なり、または教育を受ける機会であったり、より積極的に資格取得の機会を提供するとか、様々、これは役場だけではやっぱりできないところで、本当にネットワークを組んで、女性のみならず、男性もそうなんですけれども、お互いが社会をよくしていこうという根底にある意識をもっともっと底上げしていかないとなかなか厳しいものがあるというのが私がずっと思っていることで、なので、女性と限らないんですけども、やっぱり女性に頑張ってもらうには男性の理解も必要だし、男性に頑張ってもらうには女性の理解も必要だし、これがお互いどのようにコミュニケーションを取りながら底上げしていくのかというところは、やはり教育部門だけに任せるというのではなくて、全体の社会的な雰囲気なり制度なり、または大きな流れというのも必要だと思っております。

ただ、一つ、ぜひ力を入れたいなと思っているのは、やっぱりロールモデルをつくらなきゃいけないなと思っております。うちにはここに櫻井副町長という素晴らしいロールモデルがいる

んですけれども、私、よく女性に聞くんですね。10代の子たちとかとしゃべる機会があったりとか、20代の子たちに聞く機会があると、女性に聞きます。「尊敬する人誰ですか」と言うんですね。そうすると、女性はある程度の年齢に到達した方は、尊敬する人はいないってこうなるんですね。不思議だなと思うんですけれども、10代とかは歌手とかモデルとか、20代の方もそういう芸能人とかってロールモデルとする人が、尊敬する人がいるんですけれども、ある一定の年を超えると、それが全くいなくなるんですね。いません。強いて言えばお母さん。母ですとかって言うんですけれども。男性は割かし歴史上の人物をぼんぼん上げるんですけれども、それに対して女性は、いわゆるロールモデルがなかなかいない。見つからない。ということは、目指す将来像というのはなかなか思い描けていないというのがまた一つの日本の課題なのかなと考えるところはあるんですね。同性じゃなくてもそれはいいんですけれども、そのロールモデルというものをしっかりと若い人たちが目指す姿があるというところを私たちがつくっていかねばならないところなのかなと思ひまして、登用を含めて、そういったロールモデルづくりにも私たちは力を入れていかなきゃいけないかなと思っております。すみません、長くなりました。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 町長のおっしゃるとおり、本当に社会的背景は日本は大きいと思います。資生堂の社長が同じことをおっしゃっておりました。女性を登用しようとしたときに、私はこのままでいい、と言う。それは、社会背景が女性をそうさせているのではないかなと思ひました。ですので、町長のおっしゃるロールモデルというようなものが、利府町としてどのような取組ができるものなのかはそれは検討していただきたいと思うんですけれども、本当にそのように社会背景が大分難しい、女性が活躍するのに難しい背景があるという、その部分を解消していくのは本当に難しいと思うんですけれども、やはり、今進められることを進めていくしかないと思ひますので、そういう中で何とか町長の思いの、ほかの自治体とはまた、特色のあるものをぜひ計画としてつくっていただきたいと思ひます。

4点目の、県との連携のほうに行きたいと思ひます。

県では、3月に第4次計画を策定いたしました。指標の中に、男性にとっての男女共同参画セミナー参加者増加という部分を掲げております。先ほどから何回も男性ばかりで申し訳ないんですけれども、男性の意識啓発はとても重要だというふうに思っております。先ほど答弁いただきましたように、町のほうでは女性のキャリアアップ、これは去年も計画してできなかつ

た部分もあるんですけども、キャリアアップという部分で大分力を入れてやっているところだと思っておりますけれども、やはり男性の方に男女共同参画を分かっていたいただくのは大事な部分だと思いますので、このような部分も県と連携してぜひセミナーを開催していただきたいなと思います。

またもう一つ、みやぎの女性活躍促進サポーター養成講座というのも県のほうでは行っております。養成サポーター、利府町にはまだいないということで、ぜひ町内にもサポーターの方が活躍できるような場をつくっていただきたいと思いますので、この辺も県と連携してやっていただきたいと思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

今、県の事業のほうで、みやぎの女性活躍促進サポーター養成講座事業というものの名前が出たようですが、これに関して、今年度は松島町で行うということで、県のほうで中央、南部、北部という形で、各3地区を選定して毎年行っているようです。今年は、今のところ中央部で松島町が確定しているようで、コロナ禍の関係でなかなか調整がつかないということで、今年度は利府町に対してはないという形になっています。

県との連携事業として、このほかに市町村パートナーシップ事業とか、男性にとっての男女共同参画地域推進事業とか、いろんな行事がございます。今年度から県の職員が派遣されておりますので、そういったところから情報も仕入れながら、いろんな部分で連携を図ってまいりたいとは考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 今、答弁でも利府町の職員がお1人、県のほうの共同参画推進課に派遣されているということで、ほかの町村ではされていないことを利府町ではしているという部分では、この部分でも進んでいるのかなというふうに思っているところではありますが、この方を派遣した狙いというものを再度詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、今、我々のほうの町としては女性リーダーという部分を積極的に登用してというか推進していく、つくっていくということを目指しております。また、男性の社会参加というんですか、男性目線の部分でございますが、まさに今、この

担当職員は男性の意識改革という部分を担当してございます。そういった意味を通して、この男女共同参画を推進している上で、この職員には期待するところでございます。

また、業務のみならず、この派遣の最大の目的というのはやっぱり人脈でございます。私のほうには人脈がございます。戻ってきてからも、何か連絡をする、調整を取る、相談をするといった場合には、今いる仲間たちとの交流というのが非常に大切になってくるんだろうなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 何年間か派遣されるかと思えますけれども、その方のスキルをしっかりと活用できるような形にしていっていただきたいと思えます。

次に、5点目の、国のガイドラインの活用のほうに行きたいと思えますけれども、このガイドライン、第1部としましては、7つの基本方針がありまして、その中に、防災計画に男女共同参画部局の役割を位置づけるということが大事という部分。これを明記しましょうというふうになっているんですね。それから、災害対策本部に男女共同参画の部局を配置するというふうになっております。この部分、今の現状をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

地域防災計画会議という部分で、特化してこの男女共同参画の担当部署という意味ではなくて、会議の部分については利府町役場全体で進めておりますので、必然的にその担当部署も入ってくるようになります。会議においても同じでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 内閣府の担当者の方とオンラインでやり取りしたんですけれども、部長が多分入られているんですというお話だったのかなというふうに思うんですけれども、その内閣府の担当者の方は、本当にその男女共同参画をしている末端の担当者のよく理解している方が入って、実際、男女共同参画の考えを災害対策本部に取り入れていっていただきたいというのが一番の思いなんですというふうに言うておりましたので、この部局のしっかり推進している方が、部長だとどうしても全体というふうな形になってしまいますので、難しい部分もあるのかもしれないんですけれども、内閣府の方がぜひそのような体制を整えてもらいたいというふうにおっしゃっておりましたので、そのような形で整えることができないものなのか、再度お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

災害対策本部を設置する場合など、今の我々の現状の組織とは別な組織が設置されます。対策本部ですね。その中の、例えば避難所運営の担当部署ですと、男女共同参画の部署が担当したりとか、あと保健福祉部の職員が担当したりと、今もう既にそういう体制を組んでおります。また、本部会議、確かに部長でございます。本部会議に至るまでは担当課、あとは担当部の懸案を持ちながら、報告を持ちながら実施することとしておりますので、今後もそういった女性目線の、担当目線の意見を取り入れていくと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 災害があったときに、やっぱりこの女性の目線というのがすごく大事だという部分を国のほうでも言っておりますので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。また、そのガイドラインは第3部のほうが便利帳というふうになっておりまして、災害時に現場ですぐ活用できるチェックシートが何枚も何枚も入っているんですけども、女性の目線でかなり細かく項目がありまして、本当に役立つものであると私も認識しております。熊本地震でもすぐに使って大変有用であったというふうに伺いました。このシートを町内会などの自主防災組織まで活用できるような体制にしていきたいというふうに思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

まさに今、議員おっしゃってございました備蓄チェックシートというのを、我々のほうでも活用させていただいております。地区の防災組織においても、積極的に活用してもらうように前向きに検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） よろしく申し上げます。

それでは、独り親支援のほうに移りたいと思います。

（1）の支援体制の強化、国の補助メニューを使ってという部分なんですけれども、検討していただけるということではあります、独り親家庭の日常生活支援事業というものがあります。こちら、独り親の方のおうちに伺って支援をしていくというものなんですけれども、こちらだけでも推進することは、町の持ち出しは4分の1というふうになっておりますので、国の

補助が4分の3もありますので、ぜひ進めていただきたいと思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

ひとり親家庭等日常生活支援事業ということで、実際に県内でも導入されてやっている自治体の事例を聞いているところがございます。なかなか、県の補助金とか国の部分については縛りが多くあって、実際に実施した自治体も違うメニューのほうに独自に変更したりとか、いろいろそういうところがあるみたいですので、この国、県の補助メニューを活用しながら、我々も、利府町にとってどういった独り親家庭の支援が必要なのか、利府町にとっての必要な部分について調査研究しながら導入について検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） この、ひとり親家庭等日常生活支援事業、ちょっと使いにくいというふうなお話があったんですけども、これはちょっとファミサポにも体系的には似ている部分があると思うんですね。その部分で、塩竈市ではこのファミサポの利用料を独り親さんには半額助成しているところでもあります。すぐにこの国のメニューが使えないようであれば、このファミサポの利用料半額助成という形で動いていくことができないものなのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

今、ファミリーサポート事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託という形で、協力会員、利用会員ということで、実際の利用料金については協力会員と利用会員でのやり取りになっているところです。こちらの部分についての減免についても、近隣市町村のそういった導入事例も参考にしながら、利府町のニーズに合うかどうか、調査研究というか検討していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 今、部長から利府町のニーズに合うかどうかというお話がありました。やはり、利府町の独り親の皆さんがどのようなニーズがあるのかということが分からないといけなかなというふうに思います。そういう面では、独り親の家庭のニーズ調査を毎年行っている自治体もあります。ぜひニーズ調査をしていただきたいと思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

今後、独り親を支援していくには、やはりニーズというところがすごく大切になってくると  
思いますので、どういった形でできるか、どういうふうな調査方法になるかというところにつ  
きましても検討していきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 町長の答弁にも、どのような支援が必要か見極めながらというふうな答  
弁がありました。やはり、しっかりと見極めていていただきたいと思います。

最後の、（2）の相談体制のワンストップ化のほうに行きたいと思います。

利府町では、子育て支援ガイドブックを作成しております。その中に、独り親家庭支援のペ  
ージがあります。そのページを見ますと、それぞれの事業に対して担当課が1つそれぞれ載っ  
ています。当然のことだと思うんですけども、やはり、相談先が今のところは独り親の人  
に対してばらばらの状態なんですね。先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、子ども家庭セ  
ンターが利府町では設置になりました。そういう面では、独り親の御相談はまずこちらで承り  
ます、のような表記に変えることはできないものなのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員さんがお話しのとおり、今現在、子育てガイドブックのほうにその記載がない形になっ  
ております。このガイドブックにつきましては、毎年制度自体もいろいろ変わりますので、い  
ろいろ調査しながら更新していているガイドブックになっておりますので、来年に向けては、  
きちんとした、そのほかの支援体制の部分も含めて内容の構築を図っていきたく思っており  
ます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） もう一つ、SNSのタブレットを利用した相談体制の整備という部分  
でありますけれども、この答弁のほうは、残念ながら考えていないということで、すごいショ  
ックを受けてしまったというか、やっぱり独り親の皆さんを何とか私は救っていただきたいな  
というふうに思っているんで、体制を整えていただきたいなと思うんですね。

私も独り親の方を何人か知っているんですけども、やっぱり連絡、やり取りするのは夜な  
んですね。宮城県も、今のところ夜間とか土日の対応はしていない状況なんです。そういう中

で、相談したくても結局のところあまりの忙しさに、それでまた、相談したい時間にはもう開庁していないという。メールでは受け付けていますというふうにあります。メールはかなり敷居が高いものになっています。そういう面では、タブレットを用意してLINEとかで気軽に相談しやすい体制が必要なのではないかと思えます。

また、国はこれからはプッシュ型も大事だと言っているんですね。そういう面では、やはりこのSNSまたタブレットを利用した相談体制をしっかりと整えていくことが、今後必ず必要だと思っております。国も、これに対しては、先ほどと同じように4分の3の支援、補助をするというふうに言っているところでもありますので、ぜひ独り親の皆さんの困った声を受け止めていただきたいと思いますが、町の考えを再度伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

今回の補助メニューのタブレットにつきましては、内容のほうを確認させていただいたところ、福祉事務所を置いている市とか政令指定都市とか、そういったところが今回対象になってやっているのかなと確認しているところです。

LINEでの相談、システムの構築という形になっていますので、町の中で、24時間じゃなくても、対応する職員の体制だったりとか、今の段階ではなかなか難しいのかなというふうには考えているところです。今、県のほうで、LINEの相談ということで実際実施しているものもありますので、そういったところも紹介しながら、また、町としては顔が見える相談ということで、きめ細やかな相談体制を構築しながら、SNSとかこういった部分については今後の検討課題という形で捉えさせていただければと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、3番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により、明日9月9日は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、9月9日は休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は9月10日です。定刻より会議を開きますので御参集願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時54分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和3年9月8日

議 長

署名議員

署名議員